

件名	県立学校の再開について
提出理由	臨時休業を行っている県立学校の再開について、別紙のとおり報告します。
概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 県立学校の再開 2 感染防止対策 — 彩の国 新しい学校生活 5つの安心宣言 — 3 学校再開後の授業時間確保 4 感染者急増時の対応 5 児童生徒・教職員の感染者発生時の対応 6 市町村教育委員会への要請

(総務課)

県立学校の再開について

1 県立学校の再開

(1) 基本的な考え方

- ・児童生徒の安全確保は重要であるものの、学校における感染リスクをゼロにすることは困難である
- ・既に臨時休業が3か月に及び、これ以上の休業継続は児童生徒の学びの保障や心身の健康等に深刻な影響が生じる
- ・国も「地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮したうえで、段階的に教育活動を再開し、児童生徒等が学ぶことのできる環境を作っていく」としている

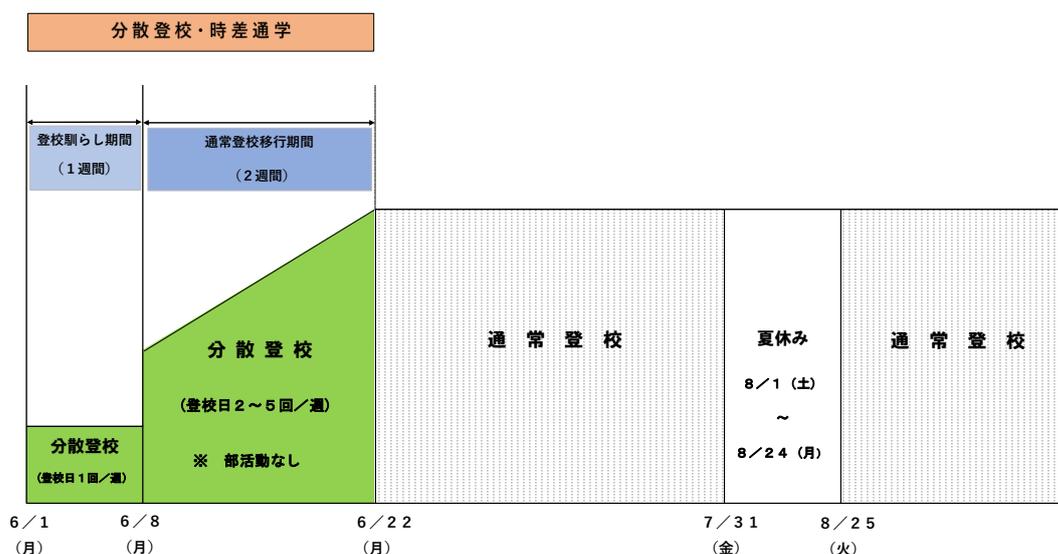
(2) 再 開

徹底した感染防止対策を講じたうえで、令和2年6月1日から分散登校、時差通学を活用しながら段階的に再開する

(3) その他

- ・分散登校、時差通学の期間については、今後の感染状況等を踏まえ柔軟に対応する
- ・学校再開へ向けた準備のため必要に応じて5月中に登校を行う
- ・通常登校が再開されるまで部活動は実施しない
- ・特別支援学校については、各学校の実情に合わせて教育活動を実施

学校再開から通常登校までのイメージ



2 感染防止対策 — 彩の国 新しい学校生活 5つの安心宣言 —

- (1) 家庭と学校が連携した健康管理の徹底
 - ・家庭での朝夕の検温、咳などの呼吸器症状、倦怠感の確認
 - ・同居家族の状況把握
 - ・登校後（SHR等）の健康観察
- (2) マスク着用の徹底
 - ・登下校中及び校内では、飛沫防止の観点からマスクを着用
 - ・熱中症防止対策として、こまめに水分補給
- (3) 「3つの密」の回避の徹底
 - ・可能な限り、常時2方向の窓を開放
 - ・握手、ハイタッチなど不必要な身体接触を避ける
 - ・並び方や座席の工夫（1 m以上の間隔）
 - ・校舎内の通行方法（左側通行など）の工夫
- (4) 手洗い等の徹底
 - ・外から教室に入るとき、昼食の前後など手洗いのタイミングの周知徹底
 - ・手指消毒液の活用
- (5) 環境衛生管理の徹底
 - ・ドアノブ、スイッチなどの1日1回以上の消毒
 - ・清掃後は石鹼による手洗い

3 学校再開後の授業時間確保

各学校の状況に応じて、次の対応を行う。また、特別支援学校では児童生徒の障害の状況を踏まえて対応する。

- (1) 学校行事等の延期・中止
- (2) 夏季休業の短縮
 - 7月31日まで及び8月25日以降は授業を実施
- (3) 土曜授業の実施
 - 児童生徒や保護者等に過度の負担とならないよう留意したうえで実施

4 感染者急増時の対応

県内の感染者急増により、知事から休業措置を求められたときは、速やかに休業の検討を行う。

5 児童生徒・教職員の感染者発生時の対応

(1) 教育局の対応

教育局職員による学校支援チームの派遣

(2) 学校の対応

STEP 0 (学校支援チームの派遣要請、情報収集) から「STEP 7」
(家庭での健康観察と報告の依頼) までの8つの対応と関係機関との連携

6 市町村教育委員会への要請

- ・原則として県立学校と同様の対応を要請
- ・地域によって感染状況が異なることから、各市町村教育委員会が地域の状況に応じて独自の判断をすることは妨げない

彩の国 新しい学校生活 5つの安心宣言

【全校種共通事項：教職員用】

I 家庭と学校が連携した健康管理の徹底

○朝夕の検温、咳等の呼吸器症状の有無及び倦怠感の確認

- ・家庭での検温・健康観察等の徹底を依頼、同居家族の状況の把握
- ・健康観察カードへの必要事項の記入を依頼

○登校後の体調不良児童生徒への対応の構築

- ・SHR等でのカード等による健康観察の実施
- ・検温等を未実施の児童生徒には、健康観察を実施
- ※ 発熱等の症状が認められた場合は、保護者に連絡の上、帰宅させる
(帰宅困難な場合は、安全に帰宅できるまでの間、他の者との接触を避け、別室で待機させる)

II マスク着用の徹底

○マスクの着用の徹底

- ・登下校中及び校内では、飛沫防止の観点から、マスクを着用させる
- ・特に近距離での会話や発声時、公共交通機関利用時はマスクの着用を徹底させる
- ※ 熱中症の防止対策として、児童生徒にはこまめに水分補給をさせ、健康状態を把握する

III 「3つの密」の回避の徹底

○換気の悪い密閉空間は避ける ⇒ 換気の徹底 (こまめに換気)

- ・可能な限り、常時2方向の窓を開放する
- ・エアコンの使用時も換気を行う
- ・環境衛生に関しては、必要に応じて学校薬剤師に相談して指示を仰ぐ

○多くの人が密集する場所を作らない ⇒ 身体的距離(1m以上)の確保

- ・不必要な身体接触を避ける(握手や手つなぎ、ハイタッチ等)
- ・並び方や座席の配置等を工夫する(1m以上の間隔を開ける)
- ・学年集会などにおいても、身体的距離を確保する(広いスペースが確保できる場所)

○近距離での会話や発声などの密接場面を作らない

- ・授業時や昼食時は、対面にならないようにする
- ・廊下や階段においての接触を避けるため、校舎内の通行方法(左側通行など)を定める
- ・来客者に対しては、密接場面とならないよう工夫する

IV 手洗い等の徹底

○流水と石けんによるこまめな手洗いの励行

- ・手洗いのタイミング ⇒ 登下校時、外から教室に入るとき、トイレの後、給食(昼食)の前後など
- ・手を拭くタオルやハンカチ等は共用しない
- ・必要に応じて手指消毒液を活用する

V 環境衛生管理の徹底

○児童生徒が触れる共用箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)の1日1回以上の消毒

- ・消毒用エタノールだけでなく、入手しやすい次亜塩素酸ナトリウム液も積極的に活用する

○児童生徒による清掃時の留意点

- ・清掃時は、マスクをすするとともに私語をしないで取り組ませる
- ・清掃後には石けんによる手洗いを行う
- ・体調不良者用の部屋やトイレは、児童生徒には清掃させない

新型コロナウイルス感染者発生時の対応(県立学校)

教育局県立学校部保健体育課 R2/5/22

新型コロナウイルス感染者発生(児童生徒等・教職員)

- ①保護者等からの報告 ②教職員からの報告 ③保健所からの情報

※感染者発生に備えて、常に準備しておくこと。

学校での対応(感染症に係る対応)

◆保健所、学校医、県教育局への一報及び連携

※対応窓口の一本化

◆感染拡大防止策の実施

STEP 0 [保健所指示の前までに実施]

- ①学校支援チームの派遣要請(必要な場合)
- ②情報収集(感染者の症状・活動状況等の把握、接触者の特定)

STEP 1 [保健所・学校支援チームの指示のもと実施]

- ①教職員への説明(参考1を参照)
- ②詳細な情報収集
- ③臨時休業の措置を速やかに検討(学校医とも相談)
- ④児童生徒等・教職員の健康状態の把握
- ⑤健康観察期間の設定

STEP 2 [学校医等への報告等]

- ①感染者発生の報告及び臨時休業措置の相談
- ②校内の消毒
- ③他の児童生徒等に感染が疑われる場合は、速やかに学校医又は、かかりつけ医から受診について指導助言を受ける

STEP 3 [児童生徒等・保護者への情報提供]

- ①児童生徒等及び保護者への情報提供(参考2を参照)

STEP 4 [取材対応]

- ①公表の範囲の確認(参考3-1, -2を参照)

STEP 5 [感染者に関わりのある児童生徒等の情報の整理・記録]

- ①出席簿・健康観察簿・保健室来室記録の整理

STEP 6 [校内組織体制の整備]

- ①対策委員会等の設置を検討
- ②関係機関との連携(スクールバス・給食の中止等)
- ③その他の対応が必要な事項の確認

STEP 7 [家庭との連携]

- ①家庭での健康観察と報告の依頼

報告

教育局
保健体育課

・保健体育課
048-830-6963

※休日・夜間は、
通知「別紙」による。

助言

関係機関(保健所・学校医等)との連携

- ①(休日・夜間を含む)連携先担当者電話番号等の確認
- ②児童生徒等の家庭での健康観察や報告に関する指導助言
- ③校内の消毒に関する指導助言

助言

報告

生徒指導(いじめや心のケアを含む)、子供の人権侵害に関すること
生徒指導課、人権教育課